

（前注）2022年7月5日付けで本稿公表後、新型コロナウイルス感染者数が急激に増加する等情勢がかなり大きく変化したことから、その後のデータについて2022年8月9日現在で更新し、適宜文章も改めた上、公表することとした（本稿の主旨自体は変えていない。）。

はじめに

わが国において新型コロナウイルス感染が顕在化してからおよそ2年半となる。これまでに急速な感染拡大と感染の収束傾向とを繰り返す中で、新型コロナウイルス感染への対応も、いわゆるゼロ・コロナからウィズ・コロナへと移行してきた。本年3月21日をもって、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置といった事実上の営業規制等を伴う措置は終了し、その後コロナ禍からの経済社会活動の回復へと政策の重心が移りつつある。

このコロナ禍の中で、当然ながらわが国の産業活動も大きな制約を受けてきており、そこでの雇用や賃金にも甚大な影響が生じてきている。コロナ禍での雇用・賃金の動向については、昨年2本のリサーチ・メモにより、分析を試みたところであるが¹、本稿は、その後の変化を含め、コロナ禍がもたらした雇用・賃金の動向について、産業間の比較を通じて定量的に総括しようとするものである。不動産業については、他産業と比較するとコロナ禍による影響は受けにくかったようであるが、この点についても不動産業の雇用・賃金状況をデータで確認することとする。

なお、前編では、新型コロナウイルスの感染状況等の推移を確認し、厚生労働省が週ごとにとりまとめている新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響について触れた上で、コロナ禍での就業者数の変化について分析を試みることにする。

1. 新型コロナウイルスの感染状況と緊急事態宣言等制限措置

まず、新型コロナウイルスの感染状況の推移とこれに対する政府等による制限措置について、改めて振り返ってみる。図1は、国内で初めて新型コロナウイルス感染者が確認された2020年1月以降の1日あたり感染者数（新規陽性者数）・重症者数の推移とこれに対応して措置された緊急事態宣言（東京都）²とまん延防止等重点措置を実施すべき区域の適用時期³を示したものである。

感染者数、重症者数ともに増減を繰り返す中で、経済社会活動への影響の大きかった時期として、次の3つの時期が挙げられるであろう。まずは、2020年4月から6月にかけてである。この時期は、新型コロナウイルスに対する知見が乏しく、ワクチンも実用化前であったこともあり、小中学校の臨時休校措置をはじめとして最も厳しい外

¹ 拙稿「コロナ禍における雇用の状況～不動産業の状況も含めて」（土地総研リサーチ・メモ 2021年4月2日）（https://www.lij.jp/news/research_memo/20210402_3.pdf）、「コロナ禍における雇用・賃金～不動産業の状況も含めて」（土地総研リサーチ・メモ 2021年7月2日）（https://www.lij.jp/news/research_memo/20210702_1.pdf）。

² なお、東京都が緊急事態宣言の対象区域でない時期に緊急事態宣言の対象区域となっていたのは、沖縄県のみ（2021年5月23日～9月30日）である。

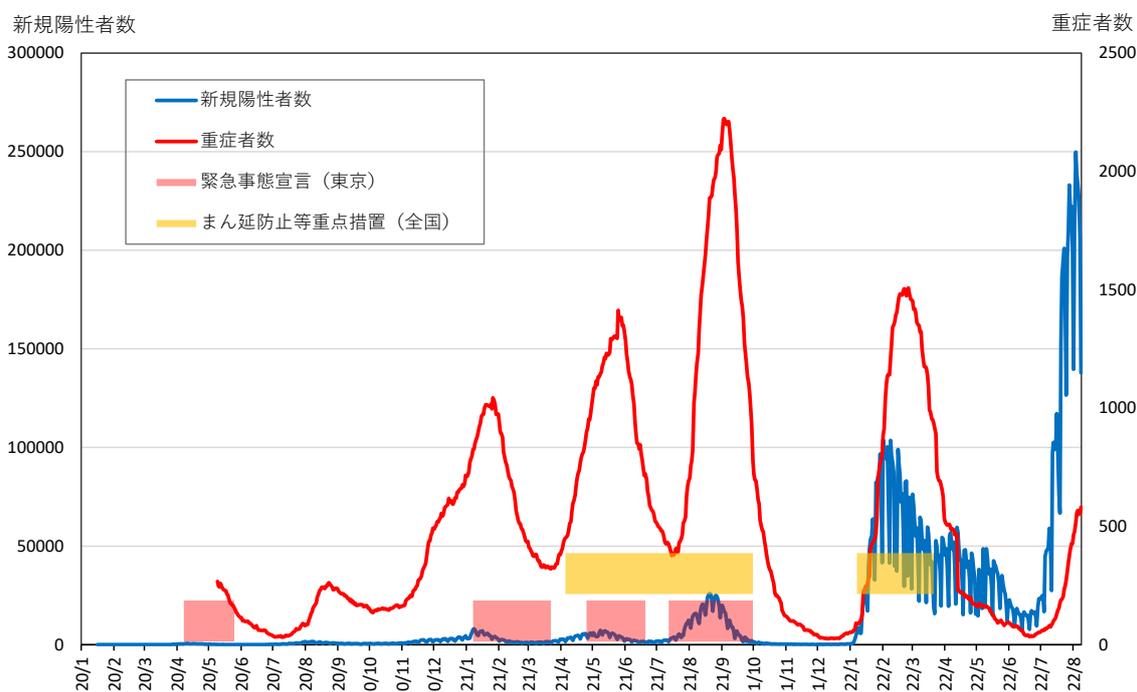
³ まん延防止等重点措置は、2021年2月の新型インフルエンザ等対策特別措置法改正により設けられた。

出制限等がとられ、一般市民の外出自粛なども最も徹底していた。次が、2021年1月から9月にかけてである。感染力、重症化リスクともに高いデルタ株への置き換わりが進み、医療ひっ迫の度合いが最も高まった時期である。3つめが、2022年1月から3月にかけてである。さらに感染力が高いといわれるオミクロン株への置き換わりが進んだ時期であるが、重症化リスクは低下したともいわれ、コロナワクチン接種が進んだこともあり、感染者数の増加に比較すると重症者数は増えなかった。結果的に緊急事態宣言の発出は回避された。

なお、本年7月以降感染者数は急激に増加し、それまでの最多の2倍超、20万人を超えるに至った。ただし、重症者数はそれほど増えておらず、新たな行動制限等はなされていない。

コロナ禍の雇用・賃金への影響を分析するに当たっては、これらの時期とその特性の違いにも着目する必要があると考える。

図 1. 新型コロナウイルスの感染状況の推移と政府による制限措置



注) 新規感染者数、重症者数の定義については、厚生労働省 HP を参照。
 新規感染者数は、2020年1月26日以降、重症者数は、2020年5月9日以降のデータ。
 緊急事態宣言については、東京都が緊急事態宣言の対象となっていた時期を示している。
 まん延防止等重点措置については、全国の都道府県いずれかがまん延防止等重点措置の対象区域となっていた時期を示している。

資料) 厚生労働省 HP「データからわかるー新型コロナウイルス感染症情報ー」オープンデータ (<https://covid19.mhlw.go.jp/extensions/public/index.html>)、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日・令和3年11月19日 新型コロナウイルス感染症対策本部)より作成。

2. 雇用調整の可能性がある事業所数と解雇等見込み労働者数

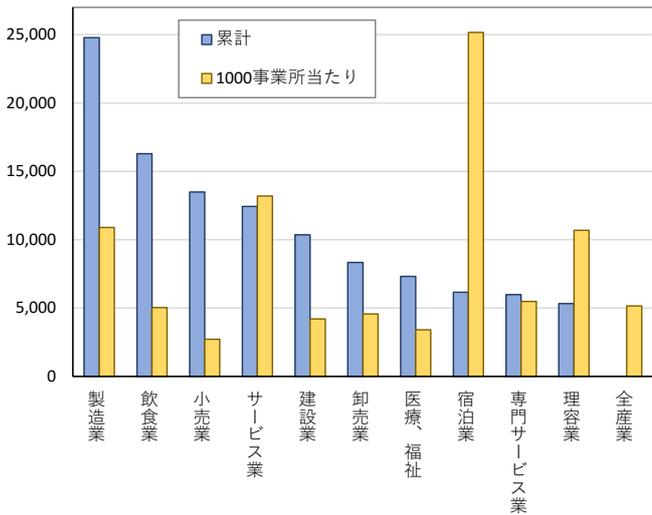
厚生労働省は、2020年5月末以降週ごとに「新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報」を公表している⁴。具体的には、当該週において都道府県労働局等が把握できた新型コロナウイルスに係る雇用調整の可能性のある事業所数と新型コロナウイルス関連の解雇等見込み労働者数に関して、全体と上位10

⁴ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouseisaku1.html 参照。

業種について集計するとともに、参考までにそれぞれについての過去の累計数も掲載している⁵。以下では、ここのデータを用いて分析を試みる。

図 2・3 は、2022 年 8 月 5 日現在集計分の雇用調整の可能性がある事業所数、解雇等見込み労働者数それぞれの累計数の上位 10 業種について、その累計数と単位事業所数(1000 事業所)・労働者数(1 万人)当たりの数値をグラフ化したものである。

図 2. 業種別の雇用調整の可能性がある事業所数累計数と単位事業所数当たりの累計数



注) 業種は、都道府県労働局が企業から聞き取った情報であり、日本標準産業分類に準じて整理しているものではない(図 3 も同じ。)

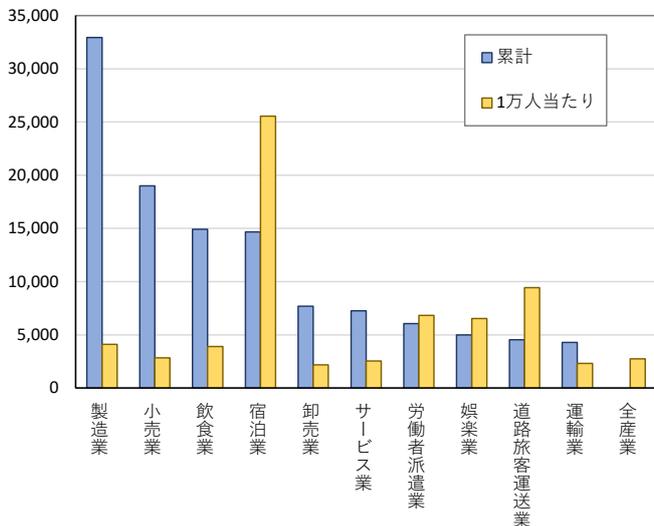
全産業については、単位事業所数(1000 事業所)当たりの累計数のみ掲載している。

各業種の総事業所数は、日本標準産業分類による事業所数を用いている。上記のとおり累計数自体は必ずしも日本標準産業分類に準じていないため、ここでの数値は参考値として取り扱われたい。

専門サービス業の事業所数は、日本標準産業分類大分類の「L 学術研究、専門・技術サービス業」のうち、「71 学術・開発研究機関」以外の業種の事業所数としている。

資料:「新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について(2022 年 8 月 5 日現在集計分)」(厚生労働省)、平成 28 年経済センサス-活動調査(総務省統計局)より作成。

図 3. 業種別の解雇等見込み労働者数累計数と単位労働者数当たりの累計数



注) 既に再就職した者も含まれている可能性がある。

全産業については、単位労働者数(1 万人)当たりの累計数のみ掲載している。

各業種の総労働者数は、日本標準産業分類による常用雇用者数を用いている。常用雇用者とは、期間を定めずに雇用されている人又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。図 2 注書にあるとおり累計数自体は必ずしも日本標準産業分類に準じていないため、ここでの数値は参考値として取り扱われたい。

サービス業の労働者数は、日本標準産業分類大分類の「R サービス業(他に分類されないもの)」のうち、「93 政治・経済・文化団体」、「94 宗教」及び「91 職業紹介・労働者派遣業」以外の業種の労働者数としている。

運輸業の労働者数は、日本標準産業分類の大分類の「H 運輸業、郵便業」のうち、「43 道路旅客運送業」及び「49 郵便業(信書便事業を含む)」以外の業種の労働者数としている。

資料: 図 2 に同じ。

単位事業所数当たりの雇用調整の可能性がある事業所数累計では、宿泊業がずば抜けて多く、サービス業がこれに次いでいる。コロナ禍の影響が深刻といわれている飲食業については、全産業よりもわずかに低いレベルにとどまっているが、これは飲食業の事業所の相当数は家族経営主体であり、雇用調整があまり問題にならない

⁵ なお、2020 年 9 月までは過去の累計値の公表が主であり、当該週のみでの上位 10 業種の公表はなされていなかった。

事業所が多いことによるものと考えられる。累計数が最も多かった製造業については、単位事業所数当たりでも全産業の 2 倍超となっており、製造業に対してもコロナ禍は少なからざる影響をもたらしたものと推察される。また、理容業が単位事業所数当たりで製造業とほぼ並んでいる。その他累計数上位 10 業種に入っている小売業、建設業、卸売業、医療・福祉、専門サービス業については、いずれも単位事業所数当たりでは全産業並みないし全産業より低くなっており、コロナ禍に起因する雇用調整の観点では特に目立った状況にはない。

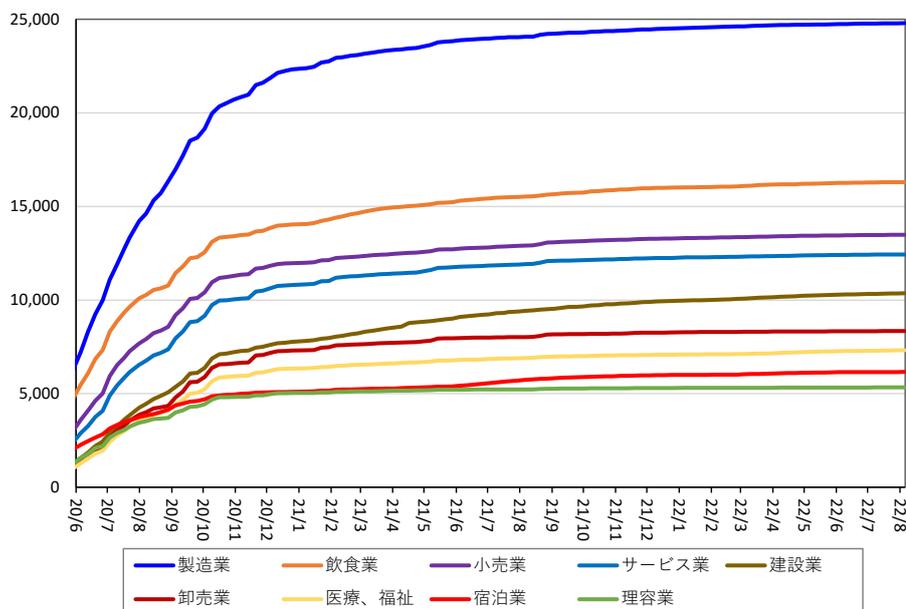
単位労働者数当たりの解雇等見込み労働者数累計では、雇用調整の可能性のある事業所数と同じく宿泊業がずば抜けて多く、道路旅客運送業がこれに次ぎ、労働者派遣業と娯楽業がこれに次いでいる。飲食業については、全産業の 1.4 倍程度となっている。単位事業所数当たりの累計数に比べれば多くなっているが、それでも報道等に見られる深刻度に比べて低い印象がある。おそらく零細事業所が大部分であるため、解雇等に係る相談などが行政の窓口にまで至っていないケースや事業所自体が廃業したケースが多いのではないかと。その他累計数上位 10 業種に入っている製造業、小売業、卸売業、サービス業、運輸業については、概ね全産業並みであり、コロナ禍に起因する解雇等の面では特に目立った状況にはない。

次に、雇用調整の可能性のある事業所数及び解雇等見込み労働者数について時系列でみる。図 4 は、雇用調整の可能性のある事業所数の累計数の推移を、表 1 で挙げた 10 業種のうち専門サービス業以外の 9 業種について示したものである。いずれの産業も 2020 年 10 月頃まで急速に増加し、その後伸びが鈍化している。1. で触れたように、このグラフの始点である 2020 年 6 月頃まで、今回のコロナ禍で最も厳しい外出制限がとられ、その後も極めて強い外出等自粛ムードが続いていた。各産業ともこの影響をものろに受けて、もともと経営状況が芳しくなかった事業所などが雇用調整に走ったことによるものと考えられる。

2021 年以降は、いずれの産業も漸増ないし横ばいに近い状況になっているが、グラフをよく見ると建設業と宿泊業の増加がやや目立つ。直近 1 年半で建設業が 3 割弱、宿泊業が 2 割弱ほど増加している。建設業の増加の理由はさだかでないが、宿泊業については、国内外の観光・ビジネス需要が急減したことにより、経営難に陥る事業所が継続的に生じていることによるのではないかと。

図 5 は、解雇等見込み労働者数の累計数の推移を、表 1 で挙げた 10 業種のうち運輸業以外の 9 業種について示したものである。こちらも産業によっては 2020 年 10 月頃から伸びの鈍化がみられるものの、雇用調整の可能性のある事業所数ほど明確ではない。特に製造業や

図 4. 業種別の雇用調整の可能性のある事業所数累計数の推移

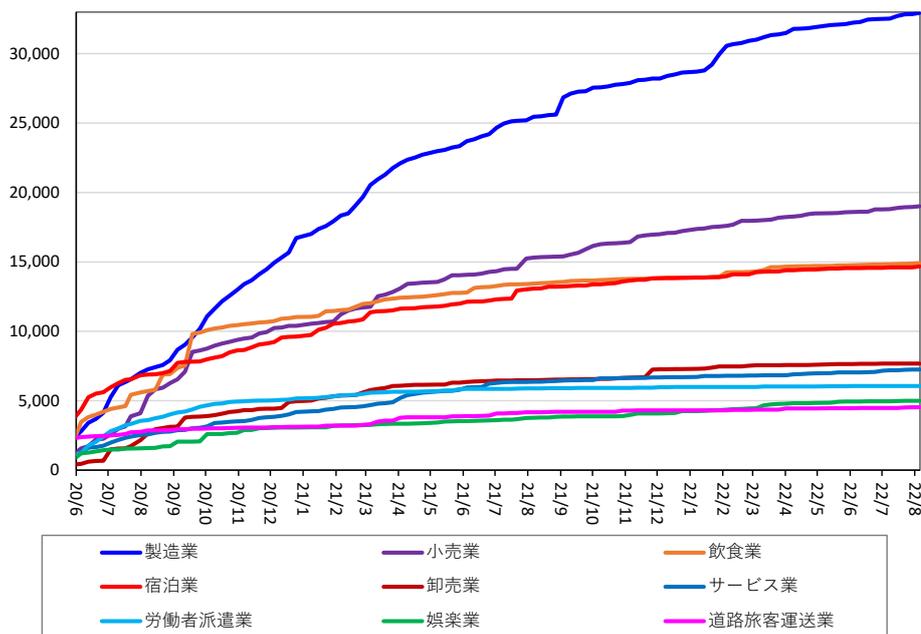


注) 2022 年 6 月 24 日分の累計値での上位 10 業種のうち、過去の累計値データがすべて捕捉できる 9 業種(専門サービス業以外)を取り上げている。

資料:「新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について」(厚生労働省)より作成。

小売業、娯楽業については直近1年で2~3割の増加傾向が続いている。従業者側においては、依然として解雇のリスクにさらされ続けているということであろう。なお、道路旅客運送業については、2020年5月末の時点では宿泊業に次いで解雇等見込み労働者数累計数が多かったが、その後は横ばいに近い状況が続いている。飲食業や宿泊業もそうであるが、まず緊急事態宣言下での移動の制約の影響をもろに受けた産業において解雇等が増加し、その後製造業、卸売・小売業、サービス業などにも影響が広がったといったところであろうか。

図5. 業種別の解雇等見込み労働者数累計数の推移



注) 2022年6月24日分の累計値での上位10業種のうち、過去の累計値データがすべて捕捉できる9業種(運輸業以外)を取り上げている。

資料: 図4に同じ。

不動産業については、雇用調整の可能性がある事業所数の各週集計で過去4回上位10業種に入ったことがある。これは、教育、学習支援業(8回)に次いで15番目に該当する。また、解雇等見込み労働者数の各週集計では、過去11回上位10業種に入ったことがある。これは、洗濯業(13回)に次いで16番目に該当する。いずれも不動産業の事業所数・労働者数の規模に比べて低めであり、コロナ禍による不動産業に対する影響は、比較的小さかったことが読み取れる。

3. コロナ禍における雇用状況

次に、コロナ禍において雇用状況がどのような推移を示してきたかについて、政府統計の月次結果を用いて探っていく。雇用状況の分析に当たっては、就業者数と就業時間・日数について取り上げる。

雇用状況に関する政府統計の月次結果としては、労働力調査と毎月勤労統計調査があるが、就業者数については労働力調査の結果を用いることとする⁶。なお、労働力調査は、国勢調査のような悉皆調査ではなく、月次調査のため調査項目数や標本規模も比較的小さいことから⁷、分類が細くなるほど標本数が少なくなりぶれが大きくなる可能性がある。以下の図表においては、各月の数値そのものよりトレンドに着目していただきたい。

⁶ 就業者数については労働力調査の結果を用いる理由としては、労働力調査が世帯を対象とする調査であるのに対し、毎月勤労統計調査は事業所を対象とする調査であり、複数の事業所で就労している者がダブルカウントとなるおそれがあること、毎月勤労統計調査ではパート・アルバイト以外の非正規雇用労働者が正規雇用労働者と区分されていないこと、常用労働者5人以上の事業所を対象としているため飲食業のような零細事業所が主の産業の実態をとらえ切れないおそれがあること、廃止事業所については標本が補充されるため、廃業により減った雇用者数が反映されない可能性があることが挙げられる。

⁷ 労働力調査の調査対象は、毎月約4万世帯及びその世帯人員約11万人、そのうち就業状態を調査する15歳以上人口は約10万人である。

(1) 就業者数の推移

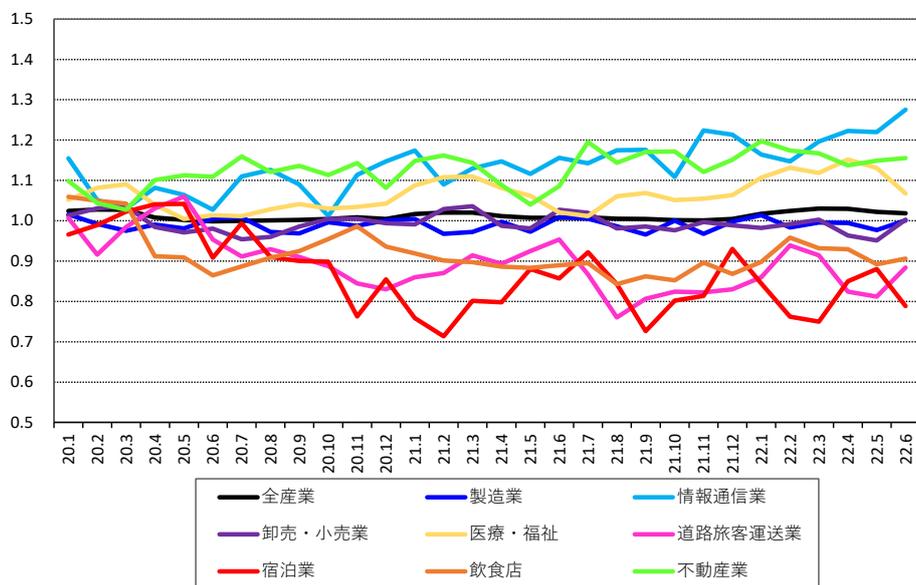
図6は、2020年1月から2022年6月までの雇用者数について、産業別に2017～2019年各月平均の同月比の推移を示したものである。対象産業は、不動産業のほか、主要産業として日本標準産業分類の大分類において就業者数で上位3業種である製造業、卸売・小売業及び医療・福祉を、コロナ禍により深刻な影響を受けているといわれる産業として道路旅客運送業、宿泊業及び飲食店を、コロナ禍での就労・生活様式の変化によりプラスの影響を受けている可能性のある産業として情報通信業を取り上げた。

まずコロナ禍により深刻な影響を受けている産業についてであるが、宿泊業と道路旅客運送業は2020年6月頃から前年比マイナス傾向が強まり、その後2017～2019年同月比7割台の水準まで低下している。飲食店については、緊急事態宣言が発出された20年4月以降2017～2019年同月比マイナスが続いている⁸。

一方、主要3産業については、製造業と卸売・小売業は、ほぼ19年並みの水準で推移し、医療・福祉は、19年比ややプラスの水準でほぼ推移している。情報通信業は、若干の上下はあるもののほぼプラスの水準を保っている。不動産業については、多少の変動はあるものの概ね情報通信業と同程度のプラス水準で推移している。その理由は定かでないが、コロナ禍が追い風になった物流施設や生活密着型商業施設需要やリモートワークの普及に伴う住み替え需要などのほか、コロナ禍の影響が大きい産業からの雇用の受け皿となっているのかもしれない。

全体的には、コロナ禍により深刻な影響を受けた産業(＝道路旅客運送業、宿泊業、飲食店)とコロナ禍が追い風となった、ないしはコロナ禍の影響を受けづらかった産業(＝情報通信業、医療・福祉、不動産業)との二極分化の傾向が強まっているようにも見える。

図6. 産業別雇用者数の2017～2019年各月平均同月比の推移



注)2017年～2019年の各年同月平均の数値を1とした場合の比を示している。

雇用者とは、会社、団体、官公庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給料・賃金を得ている者及び会社、団体の役員をいう。自営業主・家族従業者は含まない。

飲食店とは、日本標準産業分類の中分類「76 飲食店」をいう。したがって、持ち帰り・配達飲食サービス業は含まない。

以上、図7以下においても同じ。

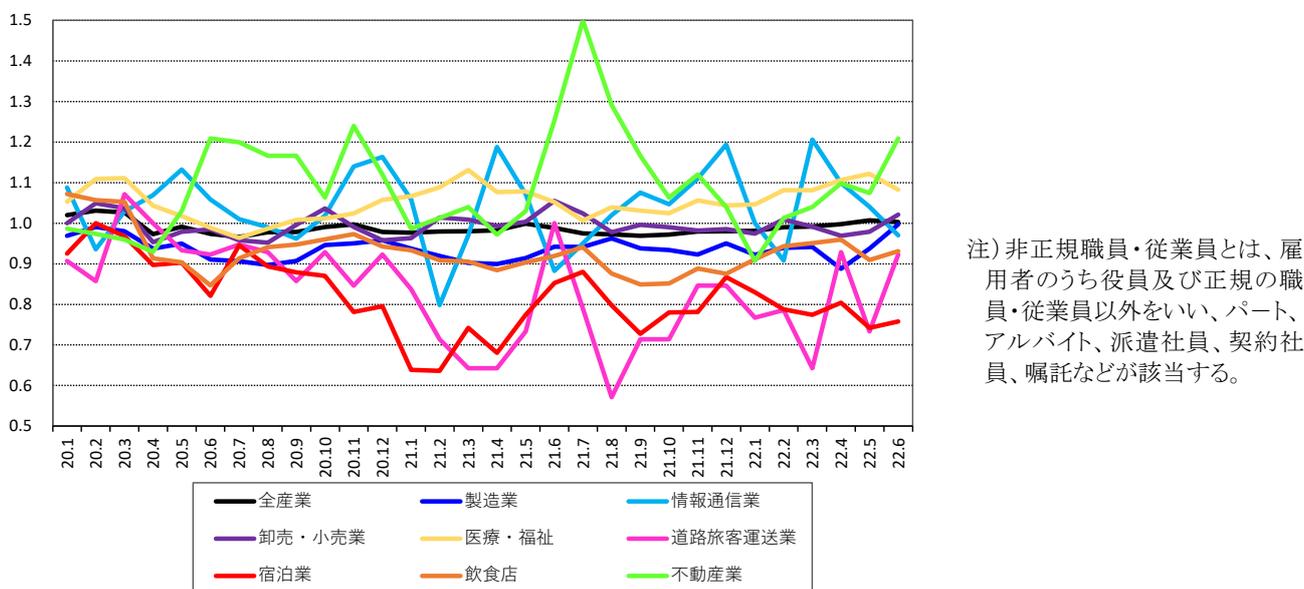
資料：労働力調査（基本集計）2017年1月分～2022年6月分（総務省統計局）より作成（図7～9、表1・2も同じ。）。

なお、今般のコロナ禍では特に非正規雇用労働者がより影響を受けているともいわれている。そこで、次に非正規職員・従業員に限定して産業別の就業者数の2017～2019年同月比を示す(図7)。まず道路旅客運送業、宿泊業については、正規職員等を含めた数値と比べ、マイナス幅が大きくなっている。やはり非正規職員等の方

⁸ なお、飲食店については、自営業主・家族従業者の割合が高いが(2020年1月時点で、就業者全体の14.7%(全産業では、自営業主が主の農林業等を含めても9.4%))、自営業主等を含めた就業者数推移をみても、雇用者数推移とほとんど変わらない。

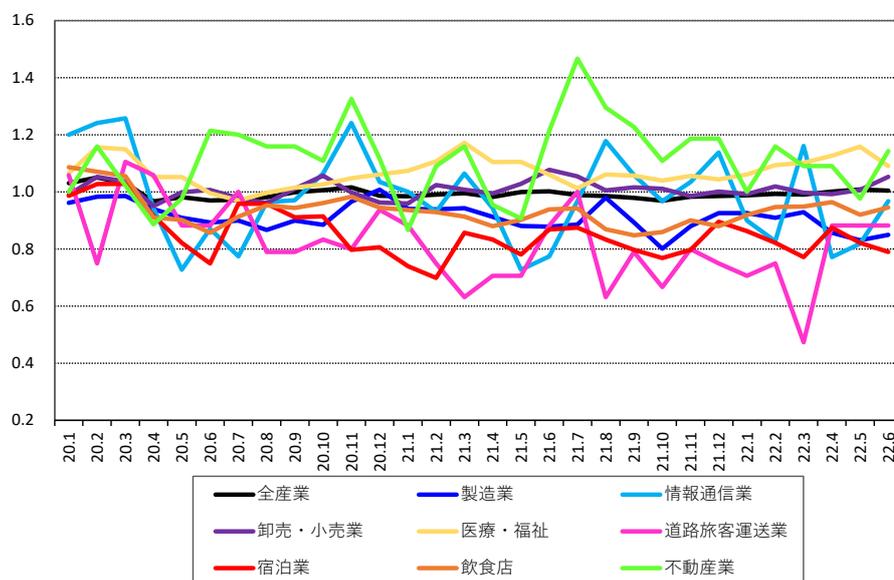
が解雇等の対象になりやすいということであろう。飲食店については、正規職員等を含めた数値と傾向は類似している。これは、飲食店の場合、雇用者の大部分が非正規職員等であること(2022年6月で76%)によるものと考えられる。卸売・小売業と医療・福祉についても全就業者数の傾向とあまり差はない。一方、製造業は、国内での新型コロナウイルス感染が顕在化した20年3月以降、正規職員等を含めた数値とは異なり明らかに2017～2019年比マイナスが継続しており、製造業に関しては非正規職員等を中心とした雇用削減の動きがあったものと推察される。情報通信業については、非常に変動が大きいものの、全体としてはややプラス傾向であろうか。不動産業に関しては、非常に変動が大きいものの、ほぼ2017～2019年比プラスの水準が続いている。全体的には、雇用者数全体と比べて、コロナ禍により深刻な影響を受けた産業とコロナ禍が追い風となった、ないしはコロナ禍の影響を受けづらかった産業との二極化の傾向が雇用者全体に比べより顕著になっているようである。

図7. 産業別の非正規職員・従業員数の2017～2019年各月平均年同月比の推移



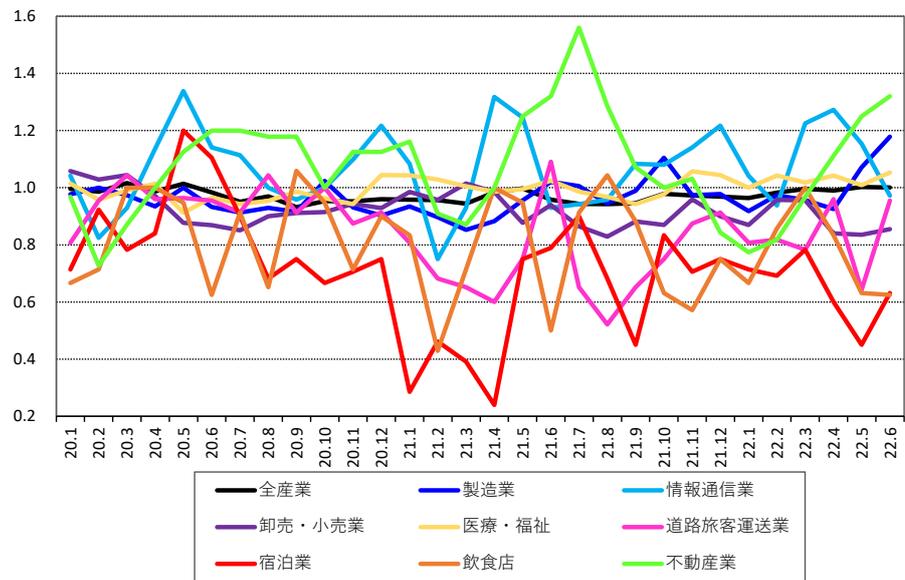
次に、非正規職員・従業員をパート・アルバイトとその他(派遣社員、契約社員、嘱託等)に分けてみていく。図8・9は、非正規職員・従業員の産業別の就業者数の2017～2019年同月比をパートタイム・アルバイトと派遣社員、契約社員等その他非正規職員・従業員とに分けて示したものである。パートタイム・アルバイトの方が解雇・雇止めは容易であることから、パートタイム・アルバイトのマイナス幅の方が大きくなりそうに思

図8. 産業別のパート・アルバイト数の2017～2019年各月平均同月比の推移



えるが、宿泊業と飲食店については、むしろ派遣社員、契約社員等の方がマイナス幅が大きいように見える。いずれの業種も非正規職員・従業員に占めるパートタイム・アルバイトの割合が非常に高く(2022年6月時点で、宿泊業は83%、飲食店は97%、全産業では70%)、派遣社員、契約社員等の標本数が少ないことによるぶれとも考えられるものの、あえて理由を推測すれば、困難な経営状況に直面して非正規職員等

図 9. 産業別のパート・アルバイト以外の非正規職員・従業員数の2017~2019年各月平均年同月比の推移



(場合によっては正規職員等も)を解雇等した上で、一時的な労働力不足にはパートタイム・アルバイトで対応した結果なのかもしれない。ちなみに、卸売・小売業についても、マイナス幅は小さいが、派遣社員、契約社員等がほぼマイナス傾向で推移しており、同様の理由が想定できる(なお、卸売・小売業については、標本数が少ないことによるぶれが原因とは考えにくい)。その他の産業については、派遣社員、契約社員等とパートタイム・アルバイトとの間に目立った傾向の差異はみられないが、情報通信業は派遣社員、契約社員等の増加幅の方がやや大きいように見える。不動産業も派遣社員、契約社員等とパートタイム・アルバイトともに雇用を増やしているようである。

なお、図6~9を図1と比較すると、産業によっては、就業者数の変化が新型コロナウイルス感染状況、特に重症者数の変化と呼応しているようにも見える。そこで、サンプル数が少ないのであくまで参考値であるが、各月の産業別・雇用形態別就業者数と新型コロナウイルス重症者の月間最大人数との間の相関係数を算出してみた。

表 1. 産業別の就業者数と新型コロナウイルス重症者数との相関係数

	雇用者数全体	非正規職員等	派遣職員等	パート等
全産業	0.01	-0.26	-0.17	-0.14
製造業	0.01	0.25	0.02	0.22
情報通信業	0.05	0.02	-0.06	0.16
卸売・小売業	0.27	0.23	0.11	0.20
医療・福祉	0.12	0.19	0.07	0.21
道路旅客運送業	-0.19	-0.52	-0.53	-0.23
宿泊業	-0.43	-0.30	-0.11	-0.32
飲食店	-0.35	-0.23	0.25	-0.27
不動産業	0.02	0.04	0.04	0.03

注)産業別就業者数は、2020年5月~2022年6月各月末の雇用形態別就業者数(表2も同じ。)。新型コロナウイルス重症者数は、2020年5月~2022年6月各月における各日現在の重症者数の最大値。ただし、2020年5月のみ5月9日以降の最大値。なお、各月の各日現在の重症者数の平均値を用いても、結果はほぼ変わらない。雇用者数全体、非正規職員等、派遣職員等、パート等は、それぞれ図6、図7、図9、図8の対象である雇用形態と同じ(表2も同じ。)

全体に目立った相関はみられないものの、道路旅客運送業の非正規職員等や宿泊業については、負の相関

がみとれる。道路旅客運送業や宿泊業が新型コロナウイルスの感染拡大に伴い雇用を減らしていた状況がここにも表れている。また、コロナ禍が追い風になった可能性のある情報通信業や不動産業については、コロナの感染状況の変化自体が直接影響するとは考えにくいと、特に相関性は見出せない結果となっているものと考えられる。なお、飲食店については、パート・アルバイトを含めて負の相関があまりみられないが、飲食店は零細事業所の割合が高いことから、迅速な雇用調整の手段として解雇・雇止めを活用しにくく、就業日数・時間の縮減で対応した上で営業継続が困難であれば廃業といったケースが多いからではないか。ちなみに、産業別就業者数として2017～2019年同月比の数値を用いた場合については、データの掲載は省略するが、道路旅客運送業、宿泊業の負の相関がやや強まり、飲食店の負の相関はやや弱まるものの、全体として大きな違いはない。

なお、参考までに各月の産業別・雇用形態別就業者数と新規陽性者数の月間平均⁹との間の相関係数も掲載する(表2)。やはり全体的には目立った相関はみられないが、唯一医療・福祉については明らかな正の相関が見て取れる。重症者数は新規陽性者数より遅れたタイミングでピークを迎えることと考え合わせると、医療・福祉の場合、最も業務が逼迫する重症者数のピークを迎える前に、事前に就業者を確保しておくことからこのような結果が生じたのではないかと推察する。

表2. 産業別の就業者数と新型コロナウイルス新規陽性者数との相関係数

	雇用者数全体	非正規職員等	派遣職員等	パート等
全産業	0.44	-0.08	0.16	-0.15
製造業	0.14	-0.07	0.05	-0.12
情報通信業	0.39	0.02	0.16	-0.23
卸売・小売業	-0.20	-0.09	-0.17	-0.04
医療・福祉	0.64	0.25	0.43	0.17
道路旅客運送業	-0.28	-0.23	-0.18	-0.22
宿泊業	-0.35	-0.17	0.05	-0.27
飲食店	-0.17	-0.14	0.11	-0.15
不動産業	0.23	-0.12	-0.20	-0.04

注) 産業別就業者数は、2020年1月～2022年6月各月末の雇用形態別就業者数。

新型コロナウイルス新規陽性者数は、2020年1月～2022年6月各月における各日の新規陽性者数の平均。ただし、2020年1月のみ1月16日以降の平均値。なお、各月の新規感染者数の最大値を用いても、結果はほぼ変わらない。

以下、後編に続く。

(齋藤 哲郎)

⁹ 重症者数については最大値を用い、新規陽性者数については平均値を用いる趣旨は、重症者数は前日より重症が継続している者も含む数値であるのに対し、新規陽性者数はその日限りの数値であり、検査数の多寡や地方公共団体の集計のタイミング等の影響を受けやすいことによる。